

社 労 連 第 645 号

平成 28 年 10 月 11 日

都道府県社会保険労務士会会長 殿

全国社会保険労務士会連合会

会 長 大 西 健 造

(公 印 省 略)

**日本税理士会連合会との「年末調整に係る計算事務に関する考え方について」
の協議について**

謹啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は連合会の事業運営にご協力賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件に関しましては、平成 28 年 9 月 12 日に開催いたしました第 199 回理事会において、ご承認いただいたところでございます。

このたび、当該協議について、別添のとおり『月刊社労士』平成 28 年 10 月号に掲載することとなりましたので、ご報告申し上げます。

つきましては、貴職におかれましては業務ご多端の折誠に恐縮ではございますが、貴会会員へのご周知を賜りますようお願い申し上げます。

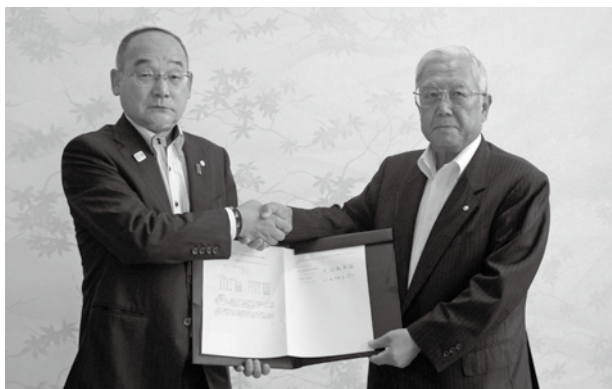
(担当：業務部企画課)

日本税理士会連合会との協議について

平成27年6月、日本税理士会連合会（以下「日税連」という。）から連合会に、本誌平成27年5月号に掲載した「社労士業務のポイント」の記載内容について、当該記事に関する訂正を行い、その旨を全国の社労士に周知すること及び社労士が年末調整事務を行うことができない旨を全国の社労士に指導することを求める申入れがあった。

これに対し連合会は、本件については連合会と日税連相互の信頼関係の下に解消されるよう努めたいと回答し、本年5月から計4回にわたり、日税連と「年末調整に係る計算事務に関する考え方」について協議を行った。

連合会及び日税連は、両士業が相互に専門性を尊重した対応を行うことが重要であるとの認識のもと、平成14年6月の「税理士又は税理士法人が行う付随業務の範囲に関する確認書」とおり、年末調整事務の過程における税務判断を必要とする事務は、税理士の業務であることを確認した。また、両会及び地域の社労士会と税理士会の間で定期的に協議の場を持つことについても意見の一致をみたことから、この協議の結果を文書にすることとし、連合会は9月12日の理事会の議を経て、同13日、連合会の大谷義雄副会長と日税連の日出雄平副会長の署名をもって協議を終了した。



▲連合会大谷副会長（左）日税連日出副会長（右）

会員の皆様には、これまでに引き続き、労務管理及び労働社会保険諸法令の専門家として、税務の専門家である税理士と連携して、お互いの職域を尊重しながら、関与先企業に頼られる専門家としてご活躍いただきたい。

日本税理士会連合会・全国社会保険労務士会連合会の協議

一 協議内容 年末調整に係る計算事務に関する考え方について

一 日 時 平成28年5月17日
5月31日
7月19日
9月7日

一 出席者

【日本税理士会連合会】

日出 雄平 副会長
高田 住男 副会長
和田 榮一 専務理事
杉田 宗久 専務理事
瀬上 富雄 専務理事

【全国社会保険労務士会連合会】

大谷 義雄 副会長
若林 正清 副会長
石谷 隆子 副会長
大山 昭久 専務理事
井原 文孝 専務理事

一 協議結果

本協議において、平成14年6月6日付「税理士又は税理士法人が行う付随業務の範囲に関する確認書」（以下「確認書」という。）の締結当初より、年末調整において税務判断を必要とする事務は税理士業務であることが改めて確認されたことから、その結果を双方の会員へ周知する。

今後は、確認書に基づき、双方の職域を尊重し合う関係を構築するため、日本税理士会連合会と全国社会保険労務士会連合会間及び税理士会と社会保険労務士会間で、定期的に協議の場を持ち、各地で具体的に生じた問題の解決に努めることとする。

以上

以上、協議の結果を証するため、両会出席者のうち代表者において署名押印する。

平成28年9月13日

全国社会保険労務士会連合会
副会長 大谷 義雄
日本税理士会連合会
副会長 日出 雄平

▲今回の協議をまとめた文書